

北九州市学校事故等有識者会議 開催要綱

（目的）

第1条 北九州市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の管理下（以下「学校の管理下」という。）における事故等に関して、有識者等から幅広く意見を聴取するため、北九州市学校事故等有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

（所掌事務）

第2条 有識者会議の構成員は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- （1）学校の管理下における事故等の予防に関すること
- （2）学校の管理下において事故等が発生した場合における事故原因及び再発防止に関すること
- （3）その他、学校の管理下における事故等に関して教育長が必要と認めたこと

（構成員の選任）

第3条 有識者会議の構成員は、学校事故等について識見や専門的知識を有するもののうちから、教育長が選任する。

- 2 構成員の任期は、選任した日から2年とし、再任は妨げない。また、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の運営）

第4条 有識者会議に座長を置き、教育長が指名する者をもって充てる。

- 2 座長は有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故がある場合には、教育長が指名する者が、その職務を代理する。

（会議の公開等）

第5条 有識者会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

- （1）法令等に特別の定めがある場合
- （2）不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項が含まれる場合
- （3）円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- （4）その他非公開とすることに相当の理由がある場合

(守秘義務)

第6条 有識者会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、教育委員会学校教育部生徒指導課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、教育長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年3月27日から施行する。
- 2 令和3年4月1日より第1条中「北九州市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、戸畑高等専修学校及び各種学校」を「北九州市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び戸畑高等専修学校」に改める。
- 3 令和3年4月1日より第7条中「教育委員会指導部生徒指導第二課」を「教育委員会学校教育部生徒指導・教育相談課」に改める。
- 4 令和4年4月1日より第7条中「教育委員会学校教育部生徒指導・教育相談課」を「教育委員会学校教育部生徒指導課」に改める。
- 5 令和6年4月1日より第1条中「北九州市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び戸畑高等専修学校」を「北九州市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校」に改める。